

竜王町災害ハザードマップ作成業務委託仕様書

第1章 総則

適用範囲

本仕様書は、竜王町（以下「発注者」という。）が実施する「竜王町災害ハザードマップ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

目的

本業務は、日野川における洪水浸水想定区域図、中小河川洪水浸水想定区域図、滋賀県の「地先の安全マップ」および町内の土砂災害警戒区域等の見直しに伴い、令和3年3月に作成した「洪水・土砂災害ハザードマップ」を改訂するものとし、併せて、「竜王町地震ハザードマップ」についても竜王町の総合的な災害ハザードマップとするため盛り込み、洪水、土砂災害、地震など総合した災害リスク等について住民に周知し防災意識の向上および減災対策としての活用を図ることを目的とする。

関係法令

本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- (1) 防災地域づくりに関する法律
- (2) 災害対策基本法
- (3) 災害救助法
- (4) 大規模地震対策特別措置法
- (5) 水防法
- (6) 河川法
- (7) 測量法
- (8) 竜王町地域防災計画
- (9) 滋賀県地域防災計画
- (10) 防災基本計画：中央防災会議
- (11) 土砂災害警戒区域等における防止対策の推進に関する法律
- (12) 土砂災害ハザードマップ作成のため指針と解説(案)：国土交通省河川局砂防部計画課、国土交通省技術政策総合研究所局砂防部計画課、国土交通省技術政策総合研究所危機管理技術センター
- (13) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）および各ハザードマップ作成の手引き
- (14) 災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議
- (15) 避難勧告等に関するガイドライン：内閣府
- (16) ため池ハザードマップ作成の手引き：農林水産省
- (17) その他関係法令および通達等

履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月15日までとする。

提出書類

受注者は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施工程表
- (3) 主任技術者選任届（同種業務の実務経歴、資格および雇用関係を証明する書類を添付）
- (4) 令和5年4月以降に都道府県または市区町村の発注で受注したハザードマップ作成業務の契約書

指示および監督

本業務を実施するにあたり、発注者の意図および目的を十分に理解したうえで全体を計画、管理、指示する主任技術者について、恒常的な雇用関係にある社員であり、令和5年4月以降に自治体等で実施・作成したハザードマップ関連および防災ガイド等の作成業務の実績を有する自社の技術者を配置し、正確丁寧に行なわなければならない。発注者が定める監督員と常に密接な連絡、打ち合わせ体制を行うこととし、履行期間中においても進捗状況を随時報告することとする。

資料の貸与および返却

本業務を実施する上で必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとする。

発注者から貸与を受けるデータおよび作成するデータを紛失や流出から保護する観点から、情報セキュリティシステム（ISMS：ISO27001）または、プライバシーマークの認証取得を要するものとし、認証取得が証明できる写しを提出すること。受注者は、貸与された資料の管理に十分に注意し、使用後速やかに返還するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域データ…shape 形式
- (2) 滋賀県地先の安全度マップデータ…shape 形式
- (3) 雨水出水浸水想定区域データ…shape 形式
- (4) 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域…shape 形式
- (5) ため池ハザードマップ…shape 形式
- (6) 指定避難所および指定緊急避難場所ならびに地区避難所データ…Excel 形式
- (7) 要配慮者利用施設データ…Excel 形式
- (8) 竜王町地震ハザードマップ…PDF 形式および ai 形式
- (9) 公共施設関連資料
- (10) その他協議の上必要と判断されたもの

成果品の帰属

- (1) 本業務における成果品の著作権および所有権は、発注者に帰属するものとし、発注者の責において複製または二次利用する事を受注者は認めること。
- (2) 受注者は、成果品または収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与または使用させてはならない。ただし、受注者または第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権、技術に関する権利などは、受注者または第三者に留保されるものとする。
- (3) 本業務で作成した成果品（ハザードマップ）について、今後の増刷を考慮し、複製その他の利用に係る権利使用料が無償であり、かつ受注者への申請を要しないものとする。また、

受注者の許可を得ることなく増刷できるものとする。

費用負担

本業務におけるイラスト・地図利用にかかる著作権、複製使用については、受注者の負担とする。

守秘義務

受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

損害の賠償

受注者が発注者および第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況および内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受注者が負うこととする。また、損害賠償金額の責任は、契約金額を上限とする。

検査

受注者は、本業務完了後速やかに業務完了届、成果品、関係書類を提出し、完了検査を受けなければならない。

疑義

受注者は、作成業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項および仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議しその指示に従わなければならない。

第2章 業務内容

業務概要

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 打合せ協議
- (4) 地図・情報表示方針の検討
- (5) 記事の作成方針の検討
- (6) 版下の作成・校正
- (7) 印刷・納品
- (8) ホームページ掲載用データの作成
- (9) デジタルブックの作成
- (10) 自治会別ハザードマップの作成
- (11) やさしい日本語版の作成

計画準備

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料および機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に

実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

資料収集整理

本業務を進めるにあたって、関連法案等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。なお、過去実績において使用した記事を提案・使用することを認める。

ハザードマップ仕様

竜王町災害ハザードマップの作成については以下の仕様とする。

(1) 竜王町災害ハザードマップ冊子および折り込み地図の作成

- ・規格 中綴じA4判(28ページ) ※ページ数は、表紙、裏表紙も含む
ページ構成については別紙「竜王町災害ハザードマップページ構成案」のとおり。なお、ページ構成については、発注者と受注者協議のうえデザインなども考慮し、最適なページ構成とするため変更することも可能とする。
- ・折り込み地図 展開サイズA1判変形(815×580mm)…1種類
※冊子差し込み時、冊子からはみ出ないサイズ
①洪水浸水・土砂災害・ため池・雨水出水ハザードマップ
展開サイズA3判変形(408×292mm)…1種類
※冊子差し込み時、冊子からはみ出ないサイズ
- ・印刷部数 5,000部 折り込み地図2種類…各5,000部
- ・印刷形態 表紙 4色両面刷(C・M・Y・K)
本文 4色両面刷(C・M・Y・K)
地図 4色両面刷(C・M・Y・K)
- ・用紙 表紙 マットコート紙A判86.5kg
本文 マットコート紙A判57.5kg
地図 マットコート紙A判57.5kg
- ・製本 中綴じA1地図：蛇腹3山+直角一度折、A3地図：直角一度折、表紙裏ポケット加工に地図を折り込むこと)

(2) 災害ハザードマップ(地図データ)の内容

イ) 背景地図(基図)の作成

- ・掲載する背景地図については、住民等が避難計画等を検討するため、各々の住宅から避難場所までの避難経路が判別できるよう、道路形状や道幅等が詳細に記されている最新の地図を使用すること。また縮尺についても1/10,000～1/25,000程度で全ての家形の形状が確認できるものとし、その他以下の内容に対応すること。
- ・家屋を含むほぼ全ての建物が家形枠で表記されていること。
- ・ほぼ全ての道路(有料道路、一般国道、県道、私道、農道等)が、現況に沿った幅で表現されていること。
- ・等高線、地形形状等、河川、沼地(ため池を含む)等が記載されていること。また、確認可能な用水路、細流等が記載されていること。
- ・隣接自治体が含まれる場合は空白とせず、同等の内容および条件で、接続された状態で掲載すること。

- ・使用する背景地図には、直近３年以内（令和５年以降）に竜王町内全戸を対象に現地調査、調整した地図情報を使用し、それを証明できること。
- ・使用する背景地図に必要となるライセンスおよび、複製利用の許諾にて発生する費用等は受注者が負担すること。
- ・防災情報については、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、避難所等を発注者より（資料の貸与および返却）に記載の貸与資料をもとに記載する。
- ・（資料の貸与および返却）に記載の貸与資料以外、防災マップに記載する目標物等（警察署、消防署、医療施設、アンダーパス、交差点名称等の主要な目標物）については発注者と受注者が協議の上決定するが、原則受注者が資料および情報を準備するものとする。
- ・最新の国土地理院刊行の数値データ「国土基本情報（GML形式もしくはSHAPE形式）」、「基盤地図情報（GML形式）」をGISソフトで展開し情報の取捨選択を行った上で、必要な情報を抽出し作成する場合は、主要な地形・地物の経年変化については、発注が貸与する資料を基に適宜修正を加えること。また、基図上の行政界・字界・町丁界・鉄道・道路・河川・公園等のうち、彩色によって明示が必要なものについては編集を行うこと。
- ・測量成果の使用について国土地理院の測量成果を使用する場合は、測量法３０条にもとづく地図の使用承認申請を行うこと。申請書の作成については受注者が行い発注者に書類を提出すること。公的な地図とするため、民間事業者が権利を保有する地図データベースを使用しての地図作成は行わないこと。
- ・各マップの縮尺、掲載範囲、掲載位置および表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、発注者と協議の上決定するものとする。

※主な地物：行政界、町丁目界、道路、鉄道、町役場等公共施設、学校、交番、駐在所、消防署、その他必要とされる公共物等

- ・作成に当たっては、GIS データを取り扱う業務であることおよび地図データの測量精度を確保する必要があることから、次のいずれかの資格を有する者を配置し、地図データの精度管理を行うこと。

（i）空間情報総括監理技術者

（ii）GIS 上級技術者

（iii）GIS1 級技術者

ロ）地図（洪水浸水・土砂災害・ため池・雨水出水ハザードマップ）掲載内容

- ・「洪水浸水想定区域」、「雨水出水浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域」、「防災重点農業用ため池」、「滋賀県地先の安全度マップ（1/10）」、「滋賀県地先の安全度マップ（1/100）」、「滋賀県地先の安全度マップ（1/200）」、「指定緊急避難場所・指定避難所・地区避難所」、「要配慮者利用施設」、「公共施設」等の情報を掲載することとする。

表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、背景地図に表示し、色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。

ハ）その他注意点

- ・地図データにおいて、多種の警戒区域等が重なるエリアについては、色彩使用、ハッチ、アミ点等の技法を使用し、見やすい成果品となるよう努めること。
- ・色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。
- ・文字はユニバーサルフォントを使用し年齢や身体能力に左右されることのない、配色や

文字の大きさ等を配慮したメディアユニバーサルデザイン（MUD）を用いた作成を行なうこと。

ニ）地震ハザードマップの印刷

地震ハザードマップについては、発注者より提供されるデータ（PDF、ai）を用いて印刷を行う。

（3）防災情報記事内容

- ・資料を収集・整理し、発注者と受注者が協議のうえ決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。なお、過去実績において使用した記事を使用・提案することを認める。
- ・記事内容の詳細については、発注者と受注者協議のうえ決定すること。
- ・イラスト・文章等により構成、配色を行い、見易さに留意し作成すること。
- ・記事内容については、主に下記のとおり。（参考）

①はじめに

②目次

③ハザードマップの使い方

④竜王町の水害の特徴（過去の水害、被害想定等）

⑤竜王町の地震の特徴（過去の地震、被害想定等）

⑥竜王町のその他災害の特徴（土砂災害、ため池、雨水出水、大規模火災等）

⑦避難方法について【水害編】

⑧避難方法について【地震編】

⑨気象情報、警戒レベル、避難情報について

⑩避難施設について（指定避難所、地区避難所）

⑪非常持出品・備蓄品、について

⑫その他避難に係る情報（応急手当方法、ペット対策、日頃の備え等）

⑬マイタイムラインを作ろう

⑭防災情報の入手先、情報収集について

⑮避難所運営について

⑯避難行動要支援者について

⑰自助・共助・公助について

⑱町の制度や各種関係機関連絡先等

⑲我が家の防災メモ

校正

- ・文字校正 3 回以上、色校正 1 回（簡易色校正）以上行うものとする。

ホームページ掲載用データの作成

- ・作成した竜王町災害ハザードマップ（記事・地図データおよび自治会別ハザードマップデータ）は発注者のホームページに掲載するため、受注者はこれを了承し、画像加工した上で、データ化（PDF）し、納品すること。

打合せ協議

本業務の実施における打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、納品時の計 3 回を基本とす

るが、必要に応じて適宜打合せを行う。また、受注者は、本業務の進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し、発注者に提出する。

デジタルブックの作成

ハザードマップ完成後データを元に、デジタルブックを作成する。

デジタルブックは、以下の機能を有するものまたは、同等以上の機能を備えるものとする。

- ・電子ブック形式とすること
- ・ページ送り機能を有すること
- ・Windows、iOS および Android の各 OS に対応し、利用者が特別なソフトウェア（アプリ）をインストールすることなく閲覧できること

自治会別ハザードマップの作成

仕様書第2章(1)で作成した洪水浸水・土砂災害・ため池・雨水出水ハザードマップの地図面に施設注記および浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を同ページ内に反映した自治会別のハザードマップを作成すること。縮尺は受注者と協議の上決定する。

- ・作成枚数…32 地区×各 2 枚の合計 64 枚
- ・用紙サイズ…A0 判
- ・用紙仕様…①片面印刷
 - ②ホワイトボード加工地図について、合成紙を基材としてインクジェットプリンターにより地図を印刷し、その表面にホワイトボード対応ラミネート加工を施したものとし、保管や持ち運びが容易となるよう、丸めて収納できるものとする。
 - ③ラミネートは、専用ホワイトボードマーカーによる書込みおよび消去を繰り返し行うことができ、消去後に書込み跡が残りにくいものとする。また、地図情報の視認性を損なわない透明性および十分な耐久性を有するものとする。
 - ④ホワイトボード加工地図は、合成紙を基材とし、インクジェット印刷およびホワイトボード対応ラミネート加工により製作するものとし、同等以上の品質および性能を有する製品であればこの限りではない。
- ・作成仕様…①地図の切り出し範囲、タイトル、見出し、凡例、文字・地形整理等のレイアウトを各自治会別に 32 種類作成すること。
 - ②自治会館の場所をプロットして落とすこと。

やさしい日本語版の作成

収集した資料及び情報に基づき、竜王町災害ハザードマップの内容を整理し、やさしい日本語版の作成方針を検討する。作成に当たっては、外国人住民、高齢者等にも分かりやすく情報が伝わるよう、やさしい日本語を用いるとともに、紙面構成を検討すること。

- ・やさしい日本語版素案の作成

前項までの検討結果を踏まえ、竜王町災害ハザードマップ日本語版素案（紙面構成案）を作成すること。
- ・やさしい日本語版の作成

素案を基に、やさしい日本語版を作成すること。作成に当たっては、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」（出入国在留管理庁・文化庁）等に基づき、外国人住民にも理

解しやすい表現を用いること。また、専門用語や難解な表現は可能な限り平易な言葉に置き換え、内容の正確性及び分かりやすさを確保した上で紙面へ反映すること。

なお、発注者との校正・修正は2回程度とし、当該範囲内で修正を行うものとする

第3章 成果品

成果品仕様

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 竜王町災害ハザードマップ…5,000部
(折り込み地図含む(洪水浸水・土砂災害・ため池・雨水出水ハザードマップ、地震ハザードマップ)各5,000部)
- (2) ホームページ掲載用データ(※)(PDF形式・データの切り出し方法は別途協議の上、決定する)…1式
※ホームページ掲載用データには(4)自治会別ハザードマップのデータも含む。
- (3) デジタルブック(※)…1式
※(4)自治会別ハザードマップは含まない。
- (4) 自治会別ハザードマップ(ホワイトボード加工)…64枚
- (5) やさしい日本語版ホームページ掲載用データ(※)(PDF形式・データの切り出し方法は別途協議の上、決定する)…1式

(その他の注意事項)

- (1) 本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と調整する。また、業務完了後速やかに返却すること。
- (3) 貸与された資料は、本業務の目的以外に使用しないこと。
- (4) 受注者は業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らさないこと。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。